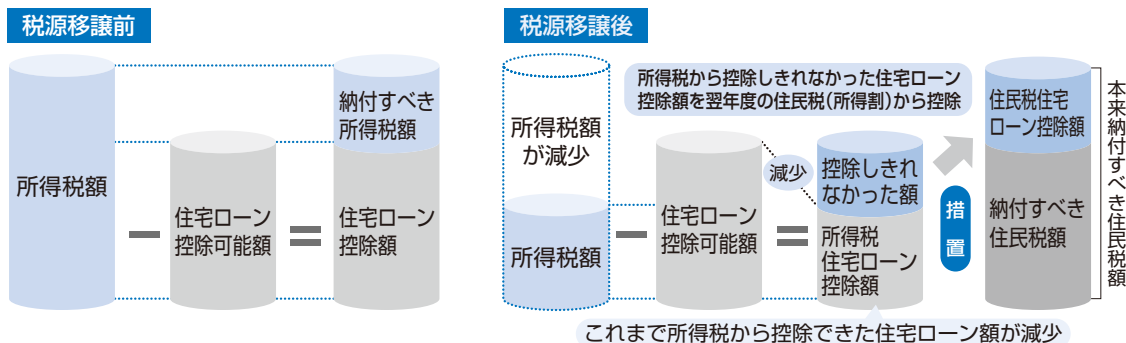


**申告が
必要です!**

所得税から住宅ローン 控除額を引ききれなか った方

申告期限：平成20年3月17日まで

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、税源移譲がなかった場合の住宅ローン控除額との差額について翌年度の住民税から控除することができます。



平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、**毎年申告が必要**となります。

平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

所得税の確定申告を行う方
所得税の確定申告書とともに提出してください

所得税の確定申告を行わない方
源泉徴収票を添付して提出してください
上記の方を対象に説明会を開催します 平成20年1月27日(日)午前10時～ 笠間市立友部公民館2階大会議室 持参するもの：印鑑、源泉徴収票

平成19年から税源移譲により、**所得税・住民税が変わっています。**

その他の税制改正

平成19年に所得が減って 所得税が課されなくなった方

申告期限：平成20年7月1日～31日まで

所得変動に伴う**住民税の還付**を受けるためには**申告が必要**となります。

平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出してください。他の市区町村から転入された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

※平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。

納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。ただし、寄附金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

※この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になる方に限られます。

平成20年度の住民税額が確定した後(平成20年6月以降)に、該当となる可能性のある方には税務課から通知します。

(平成19年1月1日に笠間市に住所があった方で、平成20年度住民税額の確定している方に限ります。※)

※所得のない方も住民税申告をあらかじめ行ってください。

住宅ローン控除 Q & A



Q 「住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの？」

A 「住民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q 「どういった場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となるの？」

A 給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

Q 「平成19年以降に入居した場合は？」

A 「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。

別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられました。

（「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式（10年から15年に延長）」の選択制をとる特例が創設されています。

住宅ローン控除モデルケース ●夫婦+子供2人 給与収入700万円(住宅ローン控除可能額30万円^⑤)の場合●

申告しないと…		申告すれば	
税源移譲前	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	263,000	263,000	0
住民税	196,000	0	196,000
合 計	459,000	263,000	196,000

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	0	293,500
合 計	459,000	165,500	293,500

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	97,500	196,000
合 計	459,000	263,000	196,000

控除額が減少し、負担が増加する。

※夫婦+子供2人の場合で子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

⑤控除しきれなかった額の全額が住民税の控除額になるのではなく、税源移譲前の所得税額を上限として比較します。

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税(所得割)から控除します。

所得税・住民税の地震保険料控除が創設されました！

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

●損害保険控除

平成19年度課税分まで



◆対象: 住宅や家財などの生活用資産の損害保険料や身体の傷害に関する損害保険料

控 除 内 容	所得税	住民税
長期損害保険(保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のある契約のもの)	最高1万5千円	最高1万円
短期損害保険(長期損害保険契約に該当する契約以外のもの)	最高 3千円	最高2千円
長期損害保険と短期損害保険がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計	最高1万5千円	最高1万円

●地震保険料控除

平成20年度課税分から

◆対象: 住宅や家財などの生活資産の地震保険料

控 除 内 容	所得税	住民税
地震保険料契約に関する保険料の全額(住民税は保険料の全額の1/2) 【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。	最高5万円 最高1万5千円	最高2万5千円 最高1万円
地震保険と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	最高5万円	最高2万5千円